(仮称)自治基本条例検討委員会 第10回

と き:平成18年(2006年)2月24日(金)

18:20~20:30

ところ:市役所 第二庁舎 3階会議室

出席者8名、傍聴者2名で開会

前回の会議録を確認した後、第9回委員会の資料4・資料5の検討を前回に引き続き行う。

(会長)

・ 前回は、資料4の1ページ目の「前文について」と、3ページ目の「参加の対象・ 時期・方法について」、主に予算編成過程の市民参加等についてご議論いただいた。 本日はその続きからとなるが、事務局の方から何か補足はありますか。

(事務局)

・資料の見方ですが、「検討項目」「背景」と表題をつけておりますが、こういう背景をふまえて、このような考え方で整理してはどうかということで「考え方(案)」としています。この案にご提案、補足をしていただくなどのご検討をお願いしたいと思います。

(会長)

- ・ それでは、資料5の内容を一括して取り上げたいと思います。
- 考え方の案を参考にしていただきたい。

(委員)

- ・ 「口利き」問題は大変問題になっている。
- ・ 旧型利権主義の時代をなんとかしないといけないが、行政の仕事であるにもかか わらず行政の窓口できちんとならないから議員を通しているという背景もある。
- ・ そんな背景の中で、市民の責務とか、議員の責務とか、行政はきちんと対応しないといけないとか、各々の責務をはっきりさせればよいのではないか。
- ・ 大阪市では議員から持ちかけられた内容を公表するとしている。三重県でも。そこまで踏み込むかということがある。基本条例ですから、責務くらいでおいておいて、「口利き」問題という書き方はできないんじゃないか。
- 市民の責務と行政の責務が「口利き」問題だけで終わりかというとそうでもない。市民、行政の責務というのはもっとあるし、更に首長の責務もある。
- ・ 倫理規定として条例に入れることはできないのではないか。その切り口だと議会、 行政すべて必要になり、「口利き」問題にとどまらず非常に広がってしまうわけで すから。

(会長)

豊中市の実情はどうなんですか。何もないなら書かなくていいとなりますが。

(事務局)

- ・こんな事例があると把握はしていません。あるからこれをやめるようにというのでなく、今ないんだけど、当然の責務として「行政も公正な事務執行をし、議会も豊中全体のことを考える視点で議論していただかないといけない、市民も自己の利益を追求せんがためにそういうルートを使って自分の思うことだけを通そうと考えない」ということを当然の責務として謳っていく。
- ・ あまり具体的に書くと、そんなことがあるのかという話に終始してしまう。理念的に規定しておき、「この規定はこういう意味を持っている」ということを解釈運用指針を作るとか、そういう中で説明していけばいいのではないかと考えています。

(会長)

- ・ こういう事はあるという前提で、それを何らかの格好でそういうことができないような、されないような環境を作るという意味の規定を設けるということは出来るが、「口利き」ということを条例に書くというのはいけない。
- ・ ほかの自治体はどんなことを書いていますか。

(事務局)

- ・ 資料5の事例で上げている川崎市は、どう読むかということもありますが、議員 の責務として「市政全体の観点から」という書き方。大きく捉えると、個々の支 持者、属人的な仲介をするということではなくオール川崎的な議論をするという ことではないでしょうか。
- ・ それ以外には、行政、つまり受ける側が気をつけるという形の書き方もあります。
- ・ 記録をきちんとつけ、公開の対象とするというような具体的な手続きにつきましては、「自治基本条例」ですから直接規定するのではなく、別途検討をするという 形がありうると思います。

(会長)

- ・ 行政の責務といっても、首長や職員などの個々の捉え方をするべきだという話があったが、そうなると議員も対象として入らないといけないとなる。
- ・ そういう点で、行政の責務を書き分けるというとき、議員もそこに加わってもら うというふうに頼まないといけない。

(委員)

- ・ 議員、議会の規定については、基本的には議会にお任せするというのがこの委員会での議論だった。
- ・ それに対し「口利き」は、市民が議員に依頼し、議員が行政に伝え、行政がそれ に応えるという三者の関係。その防止にはポイントが3つあり、まず、市民が議 員に依頼してはいけないという市民の責務に関わる部分。公共的な仕組みの中で、 個人的な利益を実現しようとするようなふるまいはいけないということ。2つめ に、議員は、口利きの依頼があってもそれを受けるのはいけないということ。更

- に、議員から口利きがあっても、行政職員として、圧力に屈するのはいけないと いう職員の責務。
- ・ それぞれ何らかの形で、「口利き」的な仕組みに加担しないということをもっと抽象的な形で書くんだろうなという気がします。

- ・ 市民を統制しようといっても、罰則を作ってまで市民の行動を制約することは出来ない。
- ・ 議員が「この条例があるから出来ない」、行政も「議員が言ってきてもこの条例が あるから出来ない」ということが言える精神的な根拠をこの中に抽象的ではあっ ても入れるべきだと思う。

(委員)

・こういう規定があるから出来ないというのを市民に知らせるというのも重要なこと。市民の心構えとして「議員をそういうことに使ってはいけない」ということを抽象的であっても書く。もうひとつは、議員の役割として書いておいて、「我々の役割はこういうことだから個別の要望にこたえることは出来ない」と、市民に言えるようにするということになってくる。

(委員)

・「口利き」といっても、必ずしも悪い要望ばかりではない。それが議員を通じて 行政にいくからダメなのであって、本来行政の仕事なのだから直接行政に言うべ きであり、それに行政は是非を含めてこたえないといけない。これが王道ですよ ね。

(委員)

・ しかし、もし保育園の順番が決まっているのに、先にこの子を入れてくれといわれても行政はこたえられませんよね。

(委員)

・ それは断ることになりますね。それでも行政は、断ることも含めてこたえないと いけないと思う。そして、同じことを議員ルートで言ってきても態度が変らない ことが大切。

(委員)

・ こたえるというのは、「要望を受け入れることは出来ません」ということも含めて という意味ではそのとおりですね。

(委員)

・ 「口利き」については慎重に書かないと、議員に「豊中でこんなことがある」か のように思われて不愉快な気持ちを抱かせることになるかもしれない。 ・ この検討委員会の責任が問われかねない。

(委員)

- ・ 「口利き」というのは法律上どういう概念なのか。「陳情」とどう違うのか。
- ・ はっきり分からない概念で市民は議員に依頼してはいけないとか、議員は行政に 言ってはいけないとなると、議員の職務はなんなのか。議会に出て質疑するとい うことだけになるのか。

(委員)

- ・「口利き」という言葉の法律上の意味を考える必要はないのではないか。現在、 世間一般、暗黙の了解が得られている。条例の中でそういう文言を使うわけでは ないのだから。
- ・ 市民の責務とか議会の責務として規定することとは違う次元で、もう少し抽象的 に、そういうことがないようにという趣旨をどこかに織り込んでいけば十分分か るのではないか。

(会長)

- ・ 具体的に「口利き」が条文に出るわけではないが、こういうものに対処している んだという条文があってしかるべきということになる。
- ・ それと裏腹に、「内部告発」についてのことがあるが、それについては議論したことがないですね。

(委員)

・ 一番大事なのは、行政だ。「不公平なことはしてはいけない、受けない」と、行政 だけは担保できるようなものこそ実効性がある。議員も市民もあまり実効性は乏 しいが、書いておかないと「してはいけない」といえないですからね。

(委員)

- ・ 行政の責務というところに行政全体の責務があって、それとは別に首長、職員と、 細かく規定する必要がある。そこに「口利き」という言葉は使えないし、そこま で具体化する必要はないが、心構え、公平性などを書き込むということになると 思う。
- ・「陳情」か「口利き」かは、表沙汰にできるかどうかというのがある。「口利き」であっても、記録があって表沙汰にして構わない、議員も恥ずかしくないということなら、れっきとした「陳情」。表沙汰にできない恥ずかしいようなことがやってはいけない「口利き」となるのだろう。そこを分ける最後の手段は「公表」ということになる。

(会長)

- 「口利き」はそれくらいで。市長の責務について。
- ・ 例えば、どこかの市で多選をしないように条例化しているとかありますね。

- ・ そんなことを条例化したら、その条例そのものが違法じゃないですか。
- ・ 党の中で党則として決めるならわかるが、議員とか市長の立候補を制限するのは 無理じゃないですか。

(委員)

- 市長の責務というのは大きいんじゃないでしょうか。
- ・ 議員が言ってきても、行政はやりたくないということがあるでしょうが、市長だ とトップですから、上から言われるとやらないと仕方ない。
- ・ あまり行政の責務といって、下をいじめても仕方がない気もしますね。行政は上 から言われたことをやるわけですから。

(委員)

- ・ 首長は、市民に選ばれてなっている。私は市政についてこうするということを言 わないといけない。考え方をきちんと言うということ。
- ・ 市長が当選しても、行政職員はこれまでの総合計画にまい進して、新しい市長の いうことを聞かないということがある。本当は市長が決めたら、それにふさわし い総合計画を作らなければならない。出来てないということは市民の声が反映さ れていないとなる。

(会長)

・ マニフェスト選挙というものがあるが、言わなければよかったということもある。 それが重荷になって、無理矢理やらないといけないとなる。

(委員)

- ・ それがマニフェストであり、出来なかったら次は落選する。軽軽しいことは言ってはいけないわけで、それで地道な行政が可能になるのだと思う。
- ・ イギリスなら、当選したら、旧政権の政策を 3 ヶ月くらいで変える。日本の行政 職員は自分が主役だと錯覚して首長の言うことを聞かないから、首長はものすご い時間とエネルギーをかけて調整しないといけなくなる。

(会長)

・ 行政の連続性というものもあり、市長が変わったら全て政策を変更するような制度には日本はなっていないということですね。

(委員)

- でもそれは市民がそうしたいということなら、手のひらを返さないといけない。
- ・ 行政職員は、市長のいうことを聞かないといけない。ただ、そのように条例に書 くのはみっともない。当たり前のことですからね。

(会長)

・自治基本条例だから、当然のことを規定するのはやぶさかではないですよね。

(事務局)

- ・ それはそうです。実際問題、現に運営されている条例の中にもそういう規定はた くさんあります。
- ・ 行政運営の原則として計画行政というのがあり、自治法にもそういう要請がございます。例えば、総合計画に従ってさまざまな計画を体系化していくという原則を定めながら、市長の責務としては市民の信託に答えるために、こういうことをしていきたいとか、行政各部署をこういうふうに統轄して行きますよと書くことは両立できないわけではないと考えます。

(会長)

- ひとわたり意見をいただいておきたいと思う。
- ・ 5 ページの市民と行政の協働というところ。他市事例に横浜の 6 原則などがある が。

(委員)

・ 豊中の場合は、市民公益活動推進条例というのがあり、自治基本条例は既にある条例を前提にせざるを得ない。推進条例の9条で協働についてかかれていて、自治基本条例はさらに上のレベルなのだから、抽象的に協働しなければならないというくらいになるのでは。あえて繰り返す必要はない。

(会長)

- ・6 ページにある、自治基本条例の「位置付け」というところ。法令同士の関係も さることながら、これまで色々ある条例に対して、自治基本条例は、理念的には 他の条例の上にある条例というもの。法律にもそういうケースがあり、循環型社 会基本法というのは法律だが、廃棄物処理法に対する枠組み法の意味合いがある。
- ・ 自治基本条例もどう関係付けるか、検討課題ですね。

(委員)

- ・ 6 ページの位置付けというのを見ると、憲法的性格をつけるため、最高法規性を 宣言するような規定を盛り込むかというのがひとつの論点。
- ・ 行政に責務という問題がかかわってきて、計画性や公平性などが出てきたが、同 一の形として、首長・行政職員は、条例もしくはその理念を尊重するという規定 をあげる必要があるのではないかと考えます。
- ・ 公務員は、就任時に日本国憲法の理念云々の誓約書に署名させられますよね。そ こにこの自治基本条例の理念に関しても加えることもありうると思う。

(委員)

・ 行政と市民が対等というのは結果としてそうだと思うが、我々市民は仕事をもっ

ていると、忙しいし、知識もないし、そういうところを補うしくみを盛り込む考え方がいるのではないか。それをもって、対等になると考えます。

(委員)

- ・ 市と市民が対等というのはおかしい。比べるものではない。
- ・ 市民公益活動推進条例で言っているのは市民公益団体のことです。委託とか協働 のパートナーになりうるのは市と市民ではなく、実施主体としての NPO、事業者 などの組織。それらと市とは対等でないといけないということ。
- ・ 市民も参加と協働ができるんだということを保障する文言を入れればいいんじゃ ないかと思う。

(会長)

・ 単に口だけで「対等に」とかでなく、審議会は日曜にやるというように、環境が 整っていないといけない。環境に配慮するところまで必要だと思うが。

(委員)

・ 行政は市民の下であり、対等というのは論理的におかしい。ただこの場合の市民とは抽象化された概念としての市民であって、実務上仕事をしていく場合、対等という言葉が出てくる背景はわかる。行政がすべてやるのではないということをどう出すのか。役割分担であって、実施主体の NPO などを下に見ないということではないか。

(委員)

- ・ 検討項目の市民と行政の協働ということで、他の委員が言っておられるが、市民 公益活動推進条例にあることは改めていう必要はないと思う。
- ・ 市民団体と市だけがと言われると、市民団体だけを優遇するのかとなって、かえって今までの一個人との関係とは区別するんだとなってしまう。
- ・ 要は精神的なものであり、協働しようということだけでいいのではないか。

(委員)

・ もうひとつ言うと、単に協働に努めるということでなく、補完性原理を書いてしまうかどうか。市民に出来ることは市民に任せるべきであって、市民レベルでは出来ないことが行政の領域。優先すべきは市民活動なんだということまで書くとなると大きな一歩となるが。

(会長)

・ 条例の位置付けということで、三鷹市で最高規範性ということが条文に出てきて いるということで例が挙がっているが、それを謳うという必要性はあるか。

(委員)

・ 行政をやるための手続き的な横串、市政運営における全体的な規範であるという

- こと。それを最高規範ということになるのかは分からないが、市民が主役という 考え方でもって、他の条例を考えてくださいということ。
- ・最高規範性だというと、平和の問題から福祉の問題まで、すべてについて書かないといけなくなる。自治基本条例は手続きの考え方の法だと思う。

(会長)

・ 環境基本条例に最高規範性みたいな条文があるか。環境基本条例は、個別法に対しどうかかれているか。

(事務局)

- 個々の条例間同士の関係を謳っているような条文はなかったと思います。
- ・最高規範性がいいのかどうかについて。法令に基づく事務を市役所は色々やっていますが、そういう事務でも執行していく上でのプロセスは、自治基本条例に定めている市民自治の理念に則して設計・実行しなければならないということで、この条例が生きていかないと意味がないという意見をいただいています。自治基本条例の規定に沿った具体化をしていくという意味で、尊重義務といった表現をした方が最高規範とするよりいいと、皆さんに個々に説明させていただいた際にご意見をいただいておりましたのでご紹介しておきます。

(会長)

- ・ 法令との関係では、法令が上位規範になるが、解釈運用というのを自治基本条例 の趣旨にしたがって行うというのは考えられる。
- ・ これからは自主解釈を各自治体でやっていく時代だから、それは謳っていく必要があると思う。

(委員)

・ 新しい条例を作ったり改正したりする場合と、法令の解釈や条例によらない市政 運営まで入るのかも大事だと思う。

(委員)

・ 何か新しい条例を作ろうというプロジェクトは、法律の実施条例の場合は別として、何の規定にもよらずに始まると思う。しかし、自治基本条例はそうした新しいプロジェクトを始める場合にも、そこで市民参加と協働とかいう発想を尊重したうえで取り組んでいかなければならないという、条例や法令の隙間で行われる新しいプロジェクトに関しても適用があるということになると思う。

(会長)

・ 資料の4の方、5 ページ「自治の主体」を議論の対象としたい。庁内ではどうい う意見だったか。

(事務局)

- ・ 市民の範囲をどう捉えるかというところでこれまで検討がございましたが、資料 4の5ページにあるように、どういう定義の仕方をするのかとか、あえて定義が 必要かとか、外国人や子どもをどう考えるのかということが未整理でした。
- ・フォーラムでもそういう意見があり、庁内からも例えば、健康福祉条例ではその 性格上幅広い定義をしているわけですが、あえて定義をおいていない条例もある。 自治基本条例でもわざわざ定義する必要があるのかという意見もございました。

- ・ もともとの議論は、市民の範囲をどう定義するかということだったが、これを基本条例で書くのは無理だと思う。
- ・ みんなの意見としては出来るだけ幅広くしたいということであり、文言については堂々巡りになってしまう。個々の条例の目的の中で決められるべきで、あえて言うなら、市民を広く捉えてという考え方を入れるくらいかなと思う。

(委員)

・ 賛成です。この条例で市民を定義するというのはもともと無理。

(委員)

・ 市民の定義が必要なのは住民投票のとき。どの場面で定義が必要になってくるか と想定して考えるべきでは。

(委員)

・ こういう審議会でもそうですね。今回の検討委員会の応募できるひとの範囲はど うしましたか。規定があるのですか。

(事務局)

- ・ 市内在住在勤在学で18歳以上。
- ・ 規定というか、公募を推進しなさいというルールがあり、その中でどういう資格 を設定するかについて縛りはないですが、現実には、今くらいの範囲で定められ ていることが多いようです。

(会長)

- 市民というのは、抽象的な権利を持つ。これを市民権というと具合が悪いわけで すね。
- ・ 市民権というと選挙権のようなニュアンスを感じるのだが、潜在的に持っている ような自治体に対する権利などを描けるのかということになる。市民権というと、 一般的にはどうか。

(委員)

・ 英語だと「シチズンシップ」という意味の資格ならば出生と共にあるが、今会長がおっしゃったのは、「シチズンライツ」と訳されて、要するに公民としての権利

- という感じで、一定の制限がかかってくるだろう。
- ・ しかし、自治体から差別されないという権利というのは生まれながらに持っていると思う。行政行為としては、3歳児検診とか受けられないなど差別される可能性があるわけですからね。
- ・ 成熟するに従ってもっとアクティブに自治体の運営に関わる権利というのを獲得 していくことになるだろう。年齢に応じて自治体との関係において権利が変わっ てくるわけですから。

・ 定義しないということがいいかもしれませんね。「市民が」といいつつ。

(会長)

・ 意識的に書いていないことを読み取ってくれればいいが、そうでなければ、策定 した人の立場がなくなるということもありますね。

(委員)

・ 各条例には書かないといけないが、市民を出来るだけ広く捉えようという概念だけを書くということで、市民権というとややこしくなってしまう。

(委員)

・ 選挙権という意味での市民権は、20歳以上の日本国民しか持っていない。しか し自治体が市民として扱うべき範囲というのは公民権を持っている人だけではな いだろうというのが話しの出発点だったと思う。もっと広いよね、ということだ け抑えておればいいのではないか。

(会長)

・ 参加の方法とかも、議論すべき項目です。庁内ではどういう雰囲気だったか。

(事務局)

・ 市民参加を行政の義務とすべきか、手続き瑕疵の問題については庁内からは回答 になるような意見が出ていません。

(委員)

市民参加を行政の義務とし、それがなかった場合は手続き上の瑕疵とするというのは問題だ。基本条例は、それに反したら瑕疵があるとか、そういうことを決めるべき条例じゃないと思う。

(会長)

・ 法律的な義務となると、瑕疵があるとどうという話になるんでしょうが。市民の 参加を推進しているかということで、十分に情報公開しているかなどが具体的に あるわけだが、基本的には市長の政治的な責任の問題となる。

(委員)

- ・ 首長が市政をどうしたいかということだと私も思う。
- ・ その年その年の執政は首長に任されている。それ以上について判断するのは、行 政訴訟でなく選挙だ。口で言っているだけだとなったら次の選挙で落ちるという のが地方自治の基本。

(委員)

- ・ここで言っているのは、基本条例の規定によって訴訟を起こすというのはそもそも考えていないということ。
- ・ 条例が市民の意思に反しているとなったら条例改廃の請求ができるし、首長が基本条例に反しているとなったらリコールがある。個別の条文に対し訴訟が起こせるというのはおかしい。そこまで認めてしまうのは、基本条例の精神にも反する。

(委員)

- ・ 例えば、パブリックコメントという制度を基本条例で規定し、そのうえで、理事者側が新条例制定過程でその手続をせずに条例案をつくり、それが議会をとおったとする。その場合、基本条例を根拠に取り消しを訴訟できるかというと、全くできないとも言い切れない。自治基本条例を具体化するパブリックコメント条例を別個に定めて、細かい規定を設けたら、手続き瑕疵を理由に訴訟を提起できるとは思う。
- ・ そう言う意味で、ある種の市民参加手続きを意図的にサボったということは訴訟 提起の可能性が出てくると思う。例外的な場合だと思うが。

(委員)

- ・ 市民参加は、政策形成・立案、選択・実行の各段階のプロセスに参画することを 保障されていることだと思うが、民主主義においては、議員の役割が重要だと思 う。
- ・ 議員の人たちが地域社会に対し説明責任を果し、市民の意見・課題を吸い上げて、 それを議会の中で意見として政策に反映させていって、また市民に報告していく という働きが大事。そこでこそ市民参加があると思うし、予算の段階にも参加し たということになると思う。
- 市民の責務という話があったが、市民自身も主体性を持って意識ある市民にならないといけないし、議員さんも説明責任を果していくということでいいのではないかと思う。

(会長)

・ 時間もございませんので、今後の進め方について事務局より説明をお願いする。

(事務局)

(資料:(仮称)自治基本条例検討委員会報告書のイメージ)の説明。

・ 表のような段階で、小委員会なども持ちながら報告書を作っていただきたい。

(会長)

- ・ 報告書という段階になると、条文化こそしていないが、ほとんど条文になるという提言をするということですね。
- ・ 期日が入っていないが、報告書はいつの予定ですか。

(事務局)

あえて幅を持たせたいと思い、記入しておりませんが、しっかりとした精度のあるものを作っていただきたいので、3、4ヶ月は必要かなと考えており、6月、7月くらいまではかかるのではないでしょうか。

(委員)

・ 市民参加ということをこの条例で決めようとしているのだったら、この条例の策 定過程こそ市民参加でやっていくべきだと思う。私たちはあくまで決定をするわ けではないので、市民にイメージが分かるように、必要な骨子を作り、1年くら い地域の中で議論しながら、市民といっしょに作っていって、来年3月議会くら いの制定を目指したらどうかと思う。

(会長)

・ これは一色市長の任期中に出来上がるということを考えていたが、そうでなくなった。新市長の考え方というのが提示されたら、それとどう整合すればいいか。

(委員)

- ・ これは将来の市長も縛ると思う。市民参加という横串ですからね。
- ・ 個人的に優秀な市長が出てきて、その市長が退陣したら地方自治が終わりという のではない継続性のあるものを作らないといけない。

(事務局)

・ 現市長から取り組みを継続してやるように指示をうけておりますし、次年度の予 算案にも計上しています。勿論、新市長が辞めるという判断なら、そのときの議 論があるでしょうが、我々としましても継続してやっていきたいと考えています。

(委員)

・ 説明された資料によると、報告書ができたら終わりではなくその後もうひとつプロセスがある。報告書を市民に示して、これをベースに議論してくださいとなり、その後議会というのが流れだと思う。何ヶ月かフォーラムやあちこち行って、そうすると、今年度ぎりぎり、もしくは来年度になるのかなと。

(事務局)

・ 少し時間をかけて持っていきたいと思うので、考え方を3月にまとめていただき、

小委員会という形でイメージ出し、具体的な案を作ってもらう。そういう形で市 民の方々にもイメージを持っていただけるかと思います。

・ 今の段階では9月を目標に進めていただきたい。

(委員)

・ ある程度、条文みたいなものがいるんだが、結果しか見られないのではなく、少数意見も含めてそうなってきた過程があった方が、市民にとってはいいのではないかと思う。そうでないとまた同じ議論が繰り返されて無駄になる。こういう話もあったという付け加えたものがあるほうが、親切と思う。

(会長)

・ 資料としてあったほうがいいと思うが、作業が進展する中では一定まとまっているという必要性がいる。事務局でこれまでの議論をまとめてもらい、あと一回、その考え方を見る機会があります。それで一定のまとまったものをつくる必要がある。そして小委員会で具体的なイメージを作る。何人かの人にお願いしてやる。イメージができたあとはどうするのか。

(事務局)

・ もう一度この委員会全体で見ていただくことになります。

(会長)

・ 小委員会というのは、行政の方、法務の方は入るのか。

(事務局)

・ 事務局としてわれわれと、法制担当の人間にも入ってもらいたいと思います。

(会長)

・ そうして、報告書を作る。それがそのまま条例になるかというのは、またそのときであり、われわれとしては、報告書を作り上げるということに全力を挙げる。 とりあえず、このプロセスでいいですかね。

(一同)

そうですね。

(会長)

・ 3 月にもう一度あつまっていただいて、自治基本条例に盛り込む基本的な項目の 考え方を取りまとめるということになりますので、よろしくお願いします。

(事務局)

・ 小委員会の構成につきましては、会長と相談させていただいて、次回報告させて いただきます。

(会長)

・そういうことで、今回は終了します。